医３１－１号

**ドーピング検査における採血の実施届**

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　保健所長　様

開設者

　次のとおり、ドーピング検査に用いる検体の採取を目的とした採血を実施したいので、届出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開 設 者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 〒(℡　　　　　　　) | 施設の所在地 | 〒(℡　　　　　　　) |
| 氏名又は名称 |  | 施設の名称 |  |
| 実施計画 |  |
| 実施時期 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日　～　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |

（留意事項）

１　以下のいずれにも該当すること。

（１）世界ドーピング防止規程に基づき国際競技大会等において国際競技大会等に出場するスポーツ選手に対して実施されるドーピング検査における採血のみ行われるものであること。

（２）福岡県内で行われるものであること。

（３）次のいずれかに該当し、国際競技大会等に際して行われるものであること。

ア　巡回診療車又はドーピング検査における採血、巡回健診等を目的とした車輌であって当該車輌内において採血を行うことができる構造設備になっているものを利用するもの。

　 イ　移動採血施設以外の施設を利用して行われるものであって、定期的に反復継続して行われることのないもの又は一定の地点において継続して行われることのないもの。

（４）採血の実施に当たり、「日本国内ドーピング検査における採血に関する指針（日本アンチ・ドーピング機構、平成２８年３月３０日）」を遵守していること。

２ おおむね３ヶ月～６ヶ月の期間ごとに届出を行うこと。

３　 実施責任者は、医師であること。

４ 　ドーピング検査における採血を行う場所に看護師のみ配置される場合には、採血の各課程において常時実施責任者である医師と連絡を取り指示を受けること及び緊急時には当該医師が直ちに対応することが可能な体制を確保すること。

５ ドーピング検査における採血を実施するにあたっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意すること。

６ ドーピング検査における採血を実施するにあたっては、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないこと。

（添付書類）

１　ドーピング検査における採血実施計画書（別紙１５－１）

２　移動採血施設を利用する場合は、その構造設備の概要